

2019年9月通常会議 意見書案に対する討論

2019年9月30日

林 まり

日本共産党大津市会議員団を代表して、

[意見書案第 18 号](#) 核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けて取り組むことを求める意見書

[意見書案第 21 号](#) 日韓関係改善のための対話継続を求める意見書

[意見書案第 22 号](#) 東京パラリンピックを契機にインクルーシブな社会の実現を求める意見書

[意見書案第 24 号](#) 東京パラリンピック競技大会を契機として、積極的な共生社会の取り組みを求める意見書

について、賛成の立場から討論します。

まず、意見書案第 18 号 核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けて取り組むことを求める意見書についてです。

2017年7月に採択された核兵器禁止条約は、核兵器を「非人道兵器」として、その開発、保有、使用あるいは使用の威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した国際条約です。条約の前文では、広島・長崎の被爆者や世界の核実験被害者がこうむった受け入れがたい苦しみと、核兵器廃絶に向けたこれまでの努力が言及されています。条約は、現在核兵器を保有している国がそれらを廃棄するための基本的な道筋を示すとともに、核兵器の被害者の権利を定めるものとなっています。

今月 26 日、ニューヨークの国連本部では、核兵器禁止条約の新たな署名・批准書提出式が行われ、9カ国が署名、5カ国が批准書を提出しました。これで署名は 79カ国、批准は 32カ国となり、条約の発効に必要な 50カ国の批准まであと 18と迫っています。

今年 8 月 6 日、被爆 74 周年の平和記念式典で、広島市の松井市長は、「平和宣言」をおこない、各国政府に対し「核兵器のない世界の一里塚となる核兵器禁止条約の発効を求める市民社会の思いに込めたい」と訴え、日本政府に対して「唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい。その上で、日本国憲法の平和主義を体現するためにも、核兵器のない世界の実現にさらに一歩踏み込んでリーダーシップを発揮していただきたい。」と述べました。

また、8 月 11 日、「長崎平和宣言」をおこなった田上市長は、核保有国に対し「核兵器をなくすことを約束し、その義務を負った核不拡散条約の意味をもう一度思い出すべき」と述べました。そして、「日本は今、核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国の責任として、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准してください」と訴えました。

日本は、広島・長崎の悲惨な体験を再び世界の人々が経験することのないよう、核兵器をこの地球上からなくし、いつまでも続く平和な世界の確立に向け、世界の核軍縮のリーダーとなるべき立場です。広島・長崎の両市長も訴えているように、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准することを求めて賛成討論とします。

次に、意見書案第 21 号 日韓関係改善のための対話継続を求める意見書について述べます。

現在、ヘイトデモやヘイトスピーチ、「反韓」「韓国バッシング」が日本社会を覆い、日韓両国の政治的対立の悪化は、文化交流事業の中止や日本製品の不買運動、観光客の減少など、深刻な影響を

広げています。

日韓関係の悪化が深刻化した直接の原因は、安倍政権が「徴用工」問題という政治的対立をめぐって、貿易規制拡大の措置を取ったことですが、根本的な要因には、現政権が「植民地支配への反省」という立場を投げ捨てる態度を取り続けていることがあります。「韓国バッシング」の過熱は、メディアの責任もありますが、歴史を偽造し、排外主義をあおる強硬一辺倒の態度が、憎しみをあおり、ヘイトデモやヘイトスピーチを容認している結果と考えます。

今から2年前の、2017年10月、国連教育文化機関（ユネスコ）の世界の記憶（世界記憶遺産）に、滋賀県にもゆかりの深い「朝鮮通信使に関する記録」が登録されました。ユネスコ「世界の記憶」の目的には、「加盟国における記憶遺産の存在及び重要性への認識を高めること」とあります。

登録された資料は、1607年から1811年までの間に、江戸幕府の招請により12回、朝鮮国から日本国へ派遣された外交使節団に関するもので、日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録などの計333点。うち、日本所在資料は209点で構成されています。

朝鮮通信使が往来した道は、県内では「朝鮮人街道」の愛称で知られています。

また、朝鮮通信使に随行し外交官として活躍した、江戸時代の儒学者「雨森芳洲」は、伊香郡雨森村、現在の長浜市の出身です。

「朝鮮交接の儀は、第一に人情・事勢を知り候事、肝要にて候」

「互いに欺かず争わず、真実を以て交わり候を、誠(じょう)信(しん)とは申し候」

これは、雨森芳洲が、藩主に上申した対朝鮮外交の指針書『交隣提醒（こうりんていせい）』の言葉で「国によって風儀も嗜好も異なるので、日本側のモノサシだけで接しては必ず不都合が生じる。相手国の歴史・習慣・人情や作法などをよく理解し尊重して「誠信の交わり(まごころの外交)」をおこなうべきである」という内容で、滋賀県の資料にも記されています。まさに今に生きる言葉だと思います。

今こそ日本政府が歴史に学び、1995年の「村山談話」、小渕首相と金大中（キム・デジュン）大統領が発表した1998年の「日韓パートナーシップ宣言」で明記された「植民地支配への反省」の精神に立ちかえり、ともに努力していく立場にたつことを求めて賛成討論とします。

最後に、意見書案第22号 東京パラリンピックを契機にインクルーシブな社会の実現を求める意見書 及び、意見書案第24号 東京パラリンピック競技大会を契機として、積極的な共生社会の取り組みを求める意見書についてです。

障害者権利条約の締結に向けて制定された「障害者差別解消法」の施行から3年が経過しました。障害者の権利を実現するために障害者権利条約に示された、「障害の社会モデル」や「合理的配慮」という考え方への理解はどれくらい広まっているのでしょうか。

障害者を取り巻く現状は、いくつもの見過ごすことのできない課題が積み残されたままです。私が今議会の質問で取り上げました、ご家族の過大な負担がなければ生活できない問題だけでなく、極端な低収入による貧困や、福祉サービスを受けながら働くことの困難…。精神障害者をめぐっては、行政や社会の無理解により依然として改善しない社会的入院や身体拘束などの問題、現代にあってもなお座敷牢状態も発覚しています。また、近年、明らかになった優生保護法による強制不妊手術とその根底にある優生思想。さらに中央省庁が長年にわたり続けていた雇用水増し問題。3年前に元職員の手によって起こされた、やまゆり園での殺傷事件で表面化した障害者に対する差別・排除は、社会に蔓延しています。

先の参院選で、常に介護が必要な障害者が国会議員になったことをきっかけに、障害者が就労時などに福祉サービスが使えない問題が注目されています。重度障害者が一般就労するときに必要な介助を公的に支援することは長年の課題です。重度障害のある国会議員が誕生し、介助費用への社会的関心が広がり、解決への期待感が膨らんでいます。多くの障害者団体は、障害福祉サービスを職場で利用できるよう求めています。制度がないために働く機会が奪われている現状を変える必要があります。

厚生労働省は、2018年度から報酬改定検討チームを開催し、2021年度改定に向け、見直し・抑制を含めた改定の検討をすすめています。障害福祉の充実には、基本報酬の拡充が不可欠です。障害に伴う必要十分な支援がなければ、人権を保障する生活は実現できません。にもかかわらず、公費の給付を抑制するために、支援を利用日数や時間で刻み、成果主義や実績主義によって報酬を算定する現在の仕組みは、障害のある人と福祉の現場に、疲弊と利用者間の格差を生じさせています。

2021年度の報酬改定に向けて、障害のある人への支援を充実させるために、基本報酬や加算制度の拡充が必要です。

いよいよ来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。世界中の注目が集まります。今こそ、「障害のある人となない人との平等」をかかげる障害者権利条約と、憲法の規定にもとづき、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害関連予算の配分率を少なくとも OECD 諸国の平均レベルまで引き上げ、障害福祉制度の充実を求めて、両意見書案の賛成討論とします。